

「二条城夏まつり 2025」及び「二条城まつり 2025 夜間事業」 実施に係る仕様書

1 実施期間

- (1) 「二条城夏まつり 2025」(以下「夏まつり 2025」という。)
令和 7 年 7 月 25 日(金)～8 月 24 日(日) 31 日間
設営開始日: 令和 7 年 7 月 11 日(金)～
 - (2) 「二条城まつり 2025 夜間事業」(以下「二条城まつり 2025」という。)
令和 7 年 10 月 31 日(金)～12 月 7 日(日) 38 日間
設営開始日: 令和 7 年 10 月 17 日(金)～
- ※事業実施時間は午後 6 時から午後 10 時の範囲内で提案し、本市と協議のうえ決定すること。

2 実施場所

- (1) 基本的な使用可能範囲及びルートは、別添 1「基本ルート」のとおりとする。
- (2) 別添 1 以外の範囲及びルートを提案することも可能とするが、使用については本市と協議のうえ、決定すること。また、「夏まつり 2025」と「二条城まつり 2025」で異なる範囲及びルートを提案することも可能とする。
- (3) 「夏まつり 2025」において、二の丸庭園を使用する場合は、会期中に庭園芝養生を行うために発生する照明等備の一時撤去費用(概算額 10 万円)を負担することを使用の条件とする。

3 使用料

- (1) 事業者選定後の協議を経て確定した使用料及び加算額を納入すること。
- (2) 基本ルートの使用料は、「夏まつり 2025」は 8,500,000 円、「二条城まつり 2025」は 10,000,000 円を最低額とする。
- (3) 基本ルートを変更する場合の使用料は実使用面積に応じた算定により増減するが、最低額を下回る減額を行わないものとする。
- (4) 使用料について、使用許可に係る通知を発した日の翌日から起算して 10 日以内に本市に収めること。なお、既納の使用料について、京都市公有財産及び物品条例第 2 条第 3 項各号に該当する時は、その全部又は一部を還付することがある。
- (5) 加算額
 - ア 「夏まつり 2025」期間中の総入場者数が 30,000 人を超えた場合は、超過人数に基づき算定した加算額を令和 7 年 9 月 24 日までに納入すること。
 - イ 「二条城まつり 2025」期間中の総入場者数が 54,000 人を超えた場合は、超過人数に基づき算定した加算額を令和 7 年 12 月 26 日までに納入すること。

4 実施内容等

- (1) 実施内容
 - ア 二条城の本質的価値(歴史上または芸術上価値の高いものと認められること)や京都の文化を感じられる事業とすること。
 - イ 両事業のコースや体験コンテンツの設定に当たっては、漫然と同内容とすることなく、集客につながるよう差異を設けること。
 - ウ 両事業を同一事業者が実施する利点を生かし、「夏まつり 2025」においては、続く「二条城まつり 2025」の来場気運の醸成につながる取組を提案すること。
 - エ 集客力、話題性のある内容とし、今後の情勢によっては企画内容を柔軟に変更すること。
 - オ 京都市民の来場につながる内容を盛り込むこと。
- (2) 実施に当たっての条件

- ア 国宝を含む文化財建造物を多数有している二条城の特性を十分理解し、別添２及び「史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画」の内容を踏まえた企画とすること。機材の設置等に当たっては、文化的価値を損なわないよう厳重な養生を行い、文化庁の許可が得られる内容とすること。
- イ 本イベントは、入場料を実施者で収入し、その入場料収入でもって、企画、告知（チラシ等の印刷を含む）、発券（販売、印刷含む）、設営・撤去、改札及び城内外の入退場者の誘導・安全管理、スタッフ（トイレ等の清掃、入場券売所、警備員、タクシー乗り場の安全対策や城外駐停車対策等のスタッフを含む）の配置等実施に伴うすべての経費を賄うこと。また、来場者が使用する可能性のある消耗品（トイレトーパーパーなど）については、実施者で補填すること。
- ウ 問合せ可能な事務局を設置すること。会期中は毎日問い合わせ可能なものとし、原則として、午前１０時から夜間事業終了時間まで対応可能な体制を構築すること。
- エ 入場受付時間、入場料（発売時期、発売方法含む）及び使用場所を本市と協議のうえ、決定すること。
- オ 順路は、城内の夜間営業店舗を通過することとし、その営業や眺望に配慮した照明の設置及び運営を行うこと。また、障がい者に配慮した順路選定を行い、順路上に段差等がある場合は対策を講じること。その他の順路については、本市と調整すること。
- カ 券売窓口について、混雑時にも柔軟に対応できる人員を確保すること。
- キ 出札・改札付近及び二条城東側エントランス広場の入場券購入列等の整理に当たっては、二条城駐車場運營業務受託者及び二条城警備業務受託者と連携すること。また、整理に必要なベルトパーテーション等を実施者で用意すること。
- ク 演出に必要な機材は、実施者で準備・設置すること（物品調達を含む）。なお、一部に二条城事務所所有の機材（別添３参照）を使用することも可能とする。ただし、使用する機材の補修及び電球の取り換え費用は、実施者で負担すること。
- ケ 閉場時間までに来場者が退場するよう案内・誘導を行うこと。
- コ 開催前に、本市立会いによる演出確認を行うこと。また、マスコミ向け内覧会を行うこと。
- サ 本イベントの使用許可期間はそれぞれの設営から撤去までとするが、設営物やスケジュール等については事前に本市の許可を得ること。
- シ 事業実施に伴う電気料金については、使用実績に基づき事業者が負担すること。

（３）設営・撤去及び会期中の注意事項

「夏まつり２０２５」及び「二条城まつり２０２５」の設営・撤去及び会期中に以下のイベント等を実施するため、以下の内容を踏まえたうえで、スケジュール等を作成すること。

その他、城内管理等の作業によって作業や設営時期等を調整する可能性がある。

期間	場所	内容	備考
７月７日～１１日 １０月１３～１７日	清流園内	池掃除	照明器具等の一時撤去要
７月１１日～１２月１５日	台所・御清所	屋内調査	期間中台所・御清所の使用不可
１１月１日、３日、８日、 ９日の４日間	清流園	茶会	日中の清流園内での作業不可

※上記期間に変更があった場合、速やかに本市から共有する。

(4) 提出及び申請書類等

- ア 電気工事、会場設営、会場誘導等の業務については、二条城において、過去に同種の事業実績を有する者に依頼し、施工の1箇月前までに確定した配線図、設営図面、搬出入計画を、施工の2週間前までに確定した車両入城計画、スタッフ配置図等を本市に提出し、承認を得ること。
- イ 事業実施に係る法令（火災予防条例、食品衛生法等）に関する書類作成、手続等の一切は、実施者が行い、その写しを本市に提出すること。
- ウ 各日の来場者数を、その内訳（例：大人、小学生、減額対象者、招待券）とともに日単位で速やかに本市に報告すること。
- エ 事業終了後は速やかに報告書等を作成し本市に提出すること。

(5) その他注意事項等

- ア 万一の事故等に備え、イベント保険に加入することとし、その写しを本市に提出すること。
- イ 実施者は、事業開催に当たり、本市の許可を得て、元離宮二条城事務所が所有する備品を使用することができる。ただし、設営及び撤収等は実施者が責任を持って行い、故意又は過失により備品を破損等した場合には、実施者が実費弁償すること。
- ウ 演出に係る音量等に配慮し、事業実施前に本市と共同で確認を行うこと。
- エ 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、本市の決定に従うこと。
- オ 来場者及びスタッフ等の熱中症予防のため、対策を講じること。
- カ 台風襲来時等、天候によって施設への影響が予想される場合は、資機材の撤去・養生等の必要な対応を行うこと。
- キ 本市は、施設管理者として、施設の使用を縮小・停止又は中止する場合がある。使用許可の縮小・停止又は中止に伴い損失が発生した場合でも、その補償等はないものとする。

5 広報業務

- ア 効果の高い広報を行うとともに、SNSやマスメディア等を活用した独自の広報についても提案し、実施すること。
- イ 広報チラシ及びポスターを作成し、本市が指定する納品先に配送すること。
- ウ これまで、京都市地下鉄駅構内でのポスター掲示やチラシ配架など、交通局が無償で広報活動に協力してきたことから、別途、地下鉄・バスの中吊りなど、有料広告の活用を積極的に検討すること。各種有料広告については以下のページを参照。

<http://www.kyoto-traffic-ad.com/main4.html>